

米穀等取扱事業に関する届出制度運用要領

〔制定 令和 8 年 9 月 30 日付け 8 農産第 2501 号農産局長通知〕

目次

第 1	届出義務者の範囲.....	2
1	対象となる事業者の形態等.....	2
2	対象となる事業者の規模要件	2
第 2	届出の方法等	3
1	届出の方法.....	3
2	届出の受理.....	3
3	届出の管理.....	3
4	国税庁への送付	3
第 3	開始届出書の記載事項	4
1	事業者の情報欄	4
2	開始の届出欄.....	4
3	届出時点における出荷、販売又は買入れの数量欄.....	5
4	届出時点における米穀の生産又は仕入先の割合及び販売先又は使用の割合欄	6
5	届出時点における事業の用に供する施設の内容欄.....	6
6	届出事項の一部情報の公表について欄	6
附 則		6
	(参考) 参照条文 (令和 9 年 4 月 1 日時点)	7

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 55 号。以下「改正法」という。）による改正後の主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号。以下「新法」という。）第 9 条第 1 項及び第 47 条第 1 項の規定による届出をしなければならない者は、改正法の施行日（令和 9 年 4 月 1 日）の 6 か月前の日から施行日の前日までの間においても、新法第 9 条第 1 項及び第 47 条第 1 項の規定の例により届出することができ、この場合において、当該届出をした者は、施行日において新法第 9 条第 1 項及び第 47 条第 1 項の規定による届出をしたものとみなすこととされていることについて、その具体的な手続は、改正法、新法、以下に掲げる法令等のほか、この要領に定めるところによる。

- ・ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 317 号。以下「改正令」という。）
- ・ 改正令による改正後の主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（平成 21 年政令第 98 号。以下「新令」という。）
- ・ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（令和 8 年農林水産省令第 71 号。以下「改正規則」という。）
- ・ 改正規則による改正後の主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則（平成 7 年農林水産省令第 17 号。以下「新規則」という。）
- ・ 財務省・農林水産省関係主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則（令和 8 年財務省・農林水産省令第 4 号。以下「主務省令」という。）
- ・ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の施行に関する件（平成 7 年 3 月 27 日農林水産省告示第 457 号。以下「告示」という。）

第1 届出義務者の範囲

1 対象となる事業者の形態等

- ① 法人、個人事業主又は任意団体のいずれの形態であっても届け出なければならない。
- ② 事業者の単位（法人にあっては法人の単位）で届け出るものとする。

2 対象となる事業者の規模要件

規模要件は、下表のとおりとする。

	対象となる事業者	規模要件（注1、注2、注3、注4）	備考
新法第9条に基づく届出	・米穀の出荷又は販売の事業を行おうとする者<新法第9条第1項> ・米穀を原材料とする飲食料品（注5）の加工、製造又は調製の事業を行おうとする者<新法第9条第1項>	300 玄米トン以上 <主務省令第1条第2項>	特定規模届出事業者
新法第47条に基づく届出（注6）	・米穀の出荷又は販売の事業を行おうとする者<新法第47条第1項>	20 精米トン以上 <新規則第27条第1項> （22 玄米トン以上）（注7） （注8）	一般届出事業者

注1：連鎖化事業者（いわゆるフランチャイズ契約を締結している本部事業者）については、加盟者の事業の用に供する数量を含めることができ、この場合、加盟者については連鎖化事業者に係る数量は含めないものとする。＜主務省令第1条第3項。新規則第27条第6項。＞

注2：精米については、「精米÷0.91＝玄米」により玄米に換算することとする。

注3：規模の要件については、

- ・米穀の出荷又は販売の事業を行おうとする者にあつては、1年間（当年7月1日から翌年6月30日まで）の米穀の出荷予定数量及び販売予定数量の合計数量又は当該1年間の前1年間（前年7月1日から当年6月30日まで）の米穀の出荷数量及び販売数量の合計数量のいずれか大きい数量
- ・米穀を原材料とする飲食料品の加工、製造又は調製の事業を行おうとする者にあつては、1年間（当年7月1日から翌年6月30日まで）の米穀の買入予定数量又は当該1年間の前1年間（前年7月1日から当年6月30日まで）の買入数量のいずれか大きい数量

を基準として換算する。

＜主務省令第1条第1項及び第2項。新規則第27条第1項。＞

注4：無償で譲り渡す米穀は含めないものとする。

注5：①米穀粉、②米穀のひき割りしたもの及びミール、③餅、だんごその他これらに類する米穀の調製食料品、④粒状の米穀であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの、⑤清酒、⑥単式蒸留焼酎、⑦みりん、⑧その他米穀を加工し、又は調製したものであって農林水産大臣が指定するもの（※）。

※農林水産大臣が指定するものとは、次のとおり。

イ 米穀を次に掲げる方法により加工したもの

- (1) 直接圧縮すること又は当該加工したものの全重量の三パーセント以下の結合剤

を加えることにより、固めること。

(2) ロールにかけ、又はフレーク状にすること。

(3) 真珠形にとう精すること。

(4) 薄く切ること。

(5) 粗くひくこと。

ロ 米菓生地

ハ 米菓

ニ 米こうじ

＜新令第3条。告示第2号。＞

なお、上記の飲食料品を中間物として加工、製造又は調製する場合も対象とする。

（例：米穀から米穀粉（中間物）を製造し、米粉パンを作る事業者。

米穀から米こうじ（中間物）を製造し、味噌を作る事業者。）

注6：新法第9条に基づく届出した者については、新法第47条に基づく届出は不要である。

＜新法第47条第1項＞

注7：新法第47条に基づく届出事業者の規模は、規則第27条第1項において、「20 精米トン以上」と規定しており、玄米換算の「22 玄米トン以上」が対象となる。

注8：自ら生産した米穀であって、届出をした者に販売し、又は販売を委託するものは含まないものとする。＜新規則第27条第5項＞

第2 届出の方法等

1 届出の方法

届出は、届出対象者が、開始届出書（別紙様式）を、あらかじめ主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に提出するものとする。＜新法第9条第1項及び第47条第1項、改正法附則第2条、主務省令第1条第4項及び附則第2条。新規則第27条第2項。＞

提出は、原則として、農林水産省共通申請サービス（通称：eMAFF）により行うこととする。

2 届出の受理

地方農政局長等は、届出対象者から、開始届出書の提出があったときは、記載事項に不備がないこと、「第1 届出義務者の範囲」に該当すること等を農産局長の協力の下、確認の上、受理する。農林水産省共通申請サービス以外の方法により提出があった場合は、農林水産省共通申請サービスにおいてその内容を転記する。

3 届出の管理

農産局長は、受理した届出内容をデータ管理システム上の届出事業者管理簿に記載・保存する。

4 国税庁への送付

米流通対策官は、酒類製造事業者から開始届出書を受理した場合は、データ管理システム上に保存された届出事業者管理簿のデータを国税庁酒税課に随時送付するものとする。＜主務省令第7条及び附則第2条第3項＞

第3 開始届出書の記載事項

開始届出書の記載事項については、次のことに留意し記載するものとする。

1 事業者の情報欄

- ① 法人・個人の区別は、法人又は個人事業主（任意団体を含む。）を選択する。
- ② 法人番号は、国税庁から指定された13桁の法人番号について、法人の場合に限り記載するものとする。＜主務省令第1条第5項第2号。新規則第27条第3項第4号。＞
- ③ 商号、名称又は屋号は、商号、名称又は屋号を記載するものとする。なお、法人格を有しない任意団体の場合は、当該団体名を記載する。＜新法第9条第1項第1号及び第47条第1項第1号＞
- ④ 代表者氏名又は氏名は、代表者氏名又は氏名を記載するものとする。＜新法第9条第1項第1号及び第2号並びに第47条第1項第1号及び第2号＞
- ⑤ 主たる事務所の所在地は、原則として、法人の場合は登記上の住所、個人事業主の場合は住民票上の本人の住所、任意団体の場合は当該団体の代表者の住民票上の住所を記載するものとする。＜新法第9条第1項第3号及び第47条第1項第3号＞
- ⑥ 住所・連絡先は、米穀等取扱事業（米穀の出荷又は販売又は米穀を原材料とする飲食料品の加工、製造若しくは調製の事業）を行っている事務所の住所、電話番号及びメールアドレスを記載するものとする。＜新法第9条第1項第1号及び第47条第1項第1号。主務省令第1条第6項。新規則第27条第4項。＞
- ⑦ 担当者連絡先（任意）欄は、上記以外の担当者連絡先がある場合は担当者氏名、担当者部署名、担当者電話番号及び担当者メールアドレスを記載するものとする。

2 開始の届出欄

- ① 届出年月日（西暦）は、開始届出書を提出する日を西暦で記載する。
- ② 事業の開始時期は、米穀等取扱事業の開始年月を西暦で記載する。＜主務省令第1条第5項第1号。新規則第27条第3項第1号＞
- ③ 届出の区分は、第1に基づき、新法第9条に基づく届出又は新法第47条に基づく届出を選択する。
- ④ 主たる事業として位置付ける米穀等取扱事業の種類は、事業に供する米穀における、生産又は仕入先の割合及び販売先又は使用の割合を基に、次の表中から勘案して選択する。＜主務省令第1条第5項第1号。新規則第2条第1号から第4号まで及び第27条第3項第1号。＞

第21条第3項第1号。

米穀等取扱事業の種類		内容
生産販売		主として、自ら生産した米穀の販売又は販売の委託を行う事業<新規則第2条第1項第1号>
集荷		主として、米穀の生産者から米穀の販売又は販売の委託を受けることによりその出荷を取り扱う事業<新規則第2条第1項第2号>
卸売		主として、米穀の生産者以外の者から米穀の販売を受け、卸売、小売、加工、中食、外食事業者に対して米穀の販売を行う事業<新規則第2条第1項第3号>
	うち、一般	卸売事業者のうち、特例条件に該当しないもの
	うち、 特例条件該当	卸売事業者のうち、玄米を精米に加工する設備（以下「とう精施設」という。）を有さず、かつ、グループ会社の小売、中食、外食、加工事業者の

		みに対して米穀の販売を行うものは「卸売（特例条件該当）」に該当（グループ会社は、親会社（事業者の議決権を50%以上保有している会社）、共通の親会社を持つ会社（いわゆる兄弟会社）、孫会社等を指す。）＜新規則第2条第5項＞
小売		主として、米穀の生産者以外の者から米穀の販売を受け、一般消費者に対して米穀の販売を行う事業＜新規則第2条第1項第4号＞
	うち、 とう精施設あり	小売事業者のうち、とう精施設を有して事業を行うものは「第一種小売事業者」に該当＜新規則第2条第1項第4号＞
	うち、 とう精施設なし	小売事業者のうち、とう精施設を有しないで事業を行うものは「第二種小売事業者」に該当＜新規則第2条第1項第4号＞
加工		米穀を原材料とする飲食料品の加工、製造又は調製の事業（中食、外食を除く）
	うち、餅・だんご、 米穀粉	加工事業者のうち、餅・だんご、米穀粉の加工の事業を行うもの
	うち、米飯	加工事業者のうち、米飯（包装米飯、乾燥米飯、冷凍米飯等）の加工の事業を行うもの
	うち、酒造	加工事業者のうち、酒類（清酒、単式蒸留焼酎又はみりん）の製造の事業を行うもの
	うち、米菓	加工事業者のうち、米菓（せんべい、あられ等）の加工の事業を行うもの
	うち、米こうじ	加工事業者のうち、米こうじ（味噌、醤油等）の加工の事業を行うもの
	うち、その他	加工事業者のうち、上記以外の米穀を原材料とする飲食料品の加工、製造又は調製の事業を行うもの
中食		一般消費者に対して、家庭や職場・学校等で、そのまま（調理することなく）食べる米穀を原材料とする飲食料品を調製し、販売する事業（注1）
外食		一般消費者に対して、店舗等（注2）で米穀を原材料とする飲食料品を調製し、提供する事業

注1：例えば、弁当屋、おにぎり屋。

注2：例えば、飲食店、機内食、宿泊施設、学校、事業所、病院、保育所、喫茶店、居酒屋・ビアホール、料亭・バー。

⑤ 連鎖化事業者としての届出は、該当の有無を選択する。

なお、連鎖化事業者のうち加盟者の事業の用に供する米穀の数量をまとめて届け出るものは、加盟者の商号、名称又は氏名及び住所を記載した書類を提出するものとする。＜主務省令第1条第5項第3号。新規則第27条第3項第5号。＞

⑥ 酒類製造免許の有無は、酒類製造免許の取得の有無を選択する。

3 届出時点における出荷、販売又は買入れの数量欄

＜新法第9条第1項第4号。新規則第27条第3項第1号。＞

① 年の期間は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。＜主務省令第1条第

1 項。新規則第 27 条第 1 項。>

- ② 各数量は、玄米の数値を記載することし、精米の場合は、「 $\text{精米} \div 0.91 = \text{玄米}$ 」により玄米に換算し、加算して記載する。

4 届出時点における米穀の生産又は仕入先の割合及び販売先又は使用の割合欄

事業の用に供する米穀の生産又は仕入先の割合及び販売先又は使用の割合を整数値で記載する。

① 「事業の用に供する米穀の生産又は仕入先の割合 (%)」は、出荷・販売又は使用する米穀について、その生産又は仕入先の業種の割合を、合計が 100% になるよう整数値で記入する。

② 「事業の用に供する米穀の販売先又は使用の割合 (%)」は、出荷・販売又は使用する米穀について、その出荷・販売先の業種又は使用の割合を、合計が 100% になるよう整数値で記入する。

③ すでに事業を行っている場合は前年実績の割合を、これから事業を行う場合は予定する割合を記載する。

5 届出時点における事業の用に供する施設の内容欄

<新法第 9 条第 1 項第 5 号。新規則第 27 条第 3 項第 3 号。>

① 事業拠点がある都道府県の数

事業拠点とは、事務所や店舗、工場等をいう。

事業拠点が所在している都道府県の数に記載する。

② とう精施設

届出事業者自らが保有又は管理するとう精施設の数に記載する。この際、同一敷地内に精米機が複数ある場合は、それら設備群を 1 つの施設として取り扱う。

また、それら施設のとう精能力の合計値を、1 時間あたりに処理できる玄米の量 (kg/時間) で記載する。

③ 定温倉庫

定温倉庫とは、いわゆる低温倉庫等、温度及び湿度を管理できる倉庫をいう。

ここでは、届出事業者自らが保有又は管理し、かつ米穀の保管に供する定温倉庫の数に記載する。この際、同一敷地内に倉庫建屋が複数棟ある場合は、それら倉所を 1 つの施設として取り扱う。

また、その収容能力の合計値を記載する。この際、当該施設を米穀の保管以外の用途にも使用している場合は、米穀の保管に供する（予定を含む。）収容能力についてのみ算入する。

6 届出事項の一部情報の公表について欄

届出事項の一部情報の公表について、同意又は不同意の意思を選択する。

附 則

この要領の規定は、改正法の施行日（令和 9 年 4 月 1 日）の六月前の日から施行日の前日までの間になされた届出について適用する。

(参考) 参照条文 (令和 9 年 4 月 1 日時点)

○ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 (抄)

(米穀等取扱事業を行う者による米穀の円滑な流通の確保に資する措置)

第八条 米穀の出荷若しくは販売又は米穀を原材料とする飲食料品(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)に規定する医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品を除く。以下同じ。)であつて政令で定めるものの加工、製造若しくは調製の事業(以下「米穀等取扱事業」という。)を行う者は、当該米穀等取扱事業を行うに当たっては、この法律の規定を遵守するとともに、米穀の品質を保持するための必要な措置、米穀の持続的な供給に資する取引の実施その他の米穀の円滑な流通の確保に資する措置を講ずるよう努めなければならない。

(届出)

第九条 米穀等取扱事業を行おうとする者であつて、主務省令で定める期間にその事業の用に供する米穀の数量が特定規模(地域における米穀の供給の相当部分を占めるものとして事業の種類ごとに主務省令で定める規模をいう。以下同じ。)以上であるものは、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を主務大臣に届け出なければならない。

- 一 商号、名称又は氏名及び住所
- 二 法人である場合においては、その代表者の氏名
- 三 主たる事務所の所在地
- 四 届出の日の属する年の米穀の出荷予定数量、販売予定数量又は買入予定数量及び当該年の前年の米穀の出荷数量、販売数量又は買入数量
- 五 その事業の用に供する施設の内容
- 六 その他主務省令で定める事項

2・3 (略)

(米穀の出荷又は販売の事業の届出)

第四十七条 米穀の出荷又は販売の事業を行おうとする者(その事業の規模が農林水産省令で定める規模未満である者及び第九条第一項の規定による届出をしなければならない者を除く。)は、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

- 一 商号、名称又は氏名及び住所
- 二 法人である場合においては、その代表者の氏名
- 三 主たる事務所の所在地
- 四 その他農林水産省令で定める事項

2・3 (略)

(主務大臣等)

第五十二条の二 この法律における主務大臣は、農林水産大臣とする。ただし、米穀を原材料とする酒類の製造の事業に係る事項については、財務大臣及び農林水産大臣とする。

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

(権限の委任等)

第五十三条 この法律に規定する財務大臣の権限の全部又は一部は、政令で定めるところにより、国税庁長官に委任することができる。

2 この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

3 この法律に規定する農林水産大臣の権限及び第一項の規定により国税庁長官に委任された権限は、主務省令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。

○ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律 (抄)

附 則

(米穀等取扱事業の届出に関する準備行為)

第二条 この法律(前条各号に掲げる規定を除く。以下この条並びに附則第四条及び第六条において同じ。)による改正後の主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(附則第五条において「新法」という。)第九条第一項の規定による届出をしなければならない者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の六月前の日又はこの法律の公布の日(次条において「公布日」という。)のいずれか遅い日から施行日の前日までの間においても、同項の規定の例により主務大臣に届出をすることができる。この場合において、当該届出した者は、施行日において同項の規定による届出をしたものとみなす。

2 前項に規定する主務大臣は、農林水産大臣とする。ただし、米穀を原材料とする酒類の製造に係る事項については、財務大臣及び農林水産大臣とする。

3 前項の規定による財務大臣の権限は、政令で定めるところにより、国税庁長官に委任することができる。

○ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令の一部を改正する政令（抄）

（米穀を原材料とする飲食料品）

第三条 法第八条の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 米穀粉
- 二 米穀のひき割りしたもの及びミール
- 三 餅、だんごその他これらに類する米穀の調製食料品
- 四 粒状の米穀であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの
- 五 清酒
- 六 単式蒸留焼酎
- 七 みりん
- 八 その他米穀を加工し、又は調製したものであって農林水産大臣が指定するもの
（権限の委任）

第十七条 法に規定する財務大臣の権限（法第三十八条に規定するものを除く。）は、国税庁長官に委任する。
ただし、財務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

○ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（抄）

- 1 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律（次項において「改正法」という。）附則第二条第二項の規定による財務大臣の権限は、国税庁長官に委任する。ただし、財務大臣が自らその権限を行使することを妨げない。
- 2 改正法附則第二条第二項の規定による農林水産大臣の権限及び前項の規定により国税庁長官に委任された権限は、主務省令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。

○ 財務省・農林水産省関係主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則（抄）

（米穀等取扱事業の届出）

第一条 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（以下「法」という。）第九条第一項の主務省令で定める期間は、毎年七月一日から翌年六月三十日までの一年間とする。

- 2 法第九条第一項の主務省令で定める規模は、次の各号に掲げる事業の種類ごとに、当該各号に定める規模とする。
 - 一 米穀の出荷又は販売の事業 一年間（七月一日から翌年六月三十日までの間をいう。以下この項において同じ。）の米穀の出荷予定数量及び販売予定数量の合計数量又は当該一年間の前一年間の米穀の出荷数量及び販売数量の合計数量のいずれか大きい数量が三百トン
 - 二 加工等事業（法第八条に規定する米穀を原材料とする飲食料品であって政令で定めるものの加工、製造又は調製の事業をいう。第六条において同じ。） 一年間の米穀の買入予定数量又は当該一年間の前一年間の買入数量のいずれか大きい数量が三百トン
- 3 前項及び法第九条第一項第四号の出荷予定数量及び出荷数量、販売予定数量及び販売数量並びに買入予定数量及び買入数量（以下この項及び第五項第三号において「出荷等数量」という。）には、連鎖化事業者（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則（平成七年農林水産省令第十七号。以下「規則」という。）第二条第六項に規定する連鎖化事業者をいう。以下同じ。）にあっては、加盟者（同項に規定する加盟者をいう。以下同じ。）の事業の用に供する米穀の数量を含めることができる。この場合において、当該連鎖化事業者の加盟者の出荷等数量には、当該連鎖化事業者に係る出荷等数量は含まないものとする。
- 4 法第九条第一項の規定による届出は、あらかじめ、同項各号に掲げる事項を記載した書類を主務大臣に提出してしなければならない。
- 5 法第九条第一項第六号の主務省令で定める事項は、同項の規定による届出をしようとする者に関する次に掲げる事項とする。
 - 一 その事業の種類及び開始時期
 - 二 その者が法人である場合にあっては、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十六項に規定する法人番号をいう。）
 - 三 その者が連鎖化事業者（第三項の規定により出荷等数量に加盟者の事業の用に供する米穀の数量を含める連鎖化事業者に限る。第三条第四項において同じ。）である場合にあっては、加盟者の商号、名称又は氏名及び住所
- 6 前項の届出には、電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先その他国税庁長官及び農林水産省農産局長が必要と認める事項を記載しなければならない。
- 7・8 （略）
（農林水産大臣の権限の委任）

第五条 法及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（以下「令」という。）に規定する農林水産大臣の権限のうち、次の各号に掲げるものは、地方農政局長（北海道にあっては、北海道農政事務所長）に委任する。ただし、第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる権限については、農林水産大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

一 法第九条及び第十二条の規定による権限

二・三 （略）

四 法第四十七条の規定による権限

五～七 （略）

2 （略）

（国税庁長官の権限の委任）

第六条 令第十七条の規定により国税庁長官に委任された権限のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任する。ただし、国税庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

一 法第九条及び第十二条の規定による権限 当該権限の行使の対象となる加工等事業を行う者（米穀を原料とする酒類の製造の事業に係るものに限る。以下この条において同じ。）の主たる事務所又は倉庫若しくは工場の所在地を管轄する国税局長（沖縄国税事務所長を含む。以下この条及び附則第二条第一項において同じ。）又は税務署長

二～四 （略）

（經由官庁）

第七条 法又はこの省令の規定により財務大臣及び農林水産大臣に書類を提出するときは、いずれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該書類は、当該一の主務大臣が提出を受けた日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。

附 則

（権限の委任等）

第二条 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第一項の規定により国税庁長官に委任された権限は、改正法第八条に規定する米穀等取扱事業を行おうとする者（米穀を原材料とする酒類の製造の事業に係るものに限る。）の主たる事務所又は倉庫若しくは工場の所在地を管轄する国税局長又は税務署長に委任する。ただし、国税庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2 改正法附則第二条第二項の規定による農林水産大臣の権限は、地方農政局長（北海道にあっては、北海道農政事務所長）に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

3 第七条の規定は、改正法附則第二条第一項の規定による届出をした場合について準用する。

○主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（抄）

（定期報告）

第二条 この条において使用する用語は、次の各号に定めるところによる。

一 「生産販売事業」とは、主として、自ら生産した米穀の販売又は販売の委託を行う事業をいう。

二 「集荷事業」とは、主として、米穀の生産者から米穀の販売又は販売の委託を受けることによりその出荷を取り扱う事業をいう。

三 「卸売事業」とは、主として、米穀の生産者以外の者から米穀の販売を受け、他の米穀等取扱事業（法第八条に規定する米穀等取扱事業をいう。次号及び第六項において同じ。）を行う者のみに対して米穀の販売を行う事業をいう。

四 「小売事業」とは、主として、米穀の生産者以外の者から米穀の販売を受け、米穀等取扱事業を行う者以外の者に対して米穀の販売を行う事業をいい、「第一種小売事業」とは、玄米を精米に加工する設備を有して行う小売事業をいい、「第二種小売事業」とは、第一種小売事業以外の小売事業をいう。

五 （略）

六 「特定規模出荷販売事業者」とは、生産販売事業、集荷事業、卸売事業又は第一種小売事業を行う者であって、その事業の用に供する米穀の数量が特定規模以上であるもの（特定規模生産者を除く。）をいう。

七 （略）

八 「特定規模小売事業者」とは、第二種小売事業を行う者であって、その事業の用に供する米穀の数量が特定規模以上であるものをいう。

2～4 （略）

5 卸売事業を行う者であって、玄米を精米に加工する設備を有さず、かつ、その者と資本関係において密接な関係を有する小売事業又は加工等事業（法第八条に規定する米穀を原材料とする飲食料品であって政令で定めるものの加工、製造又は調製の事業をいう。）を行う者のみに対して米穀の販売を行うものでその事業の用に供する米穀の数量が特定規模以上であるものは、第一項の規定にかかわらず、これを特定規模小売事業者とみなして、前二項の規定を適用する。

6 定型的な約款による契約に基づき継続的に、商品を販売し、又は販売をあっせんし、かつ、経営に関する指導を行う事業であって、当該事業に係る約款に、当該事業に加盟する者（以下「加盟者」という。）の米穀等取扱事業に関する定めがあるものを行おうとする者（以下「連鎖化事業者」という。）であって、財務省・農林水産省関係主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則（令和八年財務省・農林水産省令第4号）第一条第三項の規定により出荷等数量（同項に規定する出荷等数量をいう。）に加盟者の事業の用に供する米穀の数量を含めるものが法第十一条第一項の規定による報告をしようとする場合には、自ら及び加盟者が行う事業に係る米穀の在庫数量及び出荷数量、販売数量又は買入数量並びに第三項に規定する事項を取りまとめ、報告しなければならない。

（米穀の出荷又は販売の事業の届出）

第二十七条 法第四十七条第一項の農林水産省令で定める規模は、一年間（七月一日から翌年六月三十日までの間をいう。以下この項及び第三項第二号において同じ。）の米穀の出荷予定数量及び販売予定数量の合計数量又は当該一年間の前一年間の米穀の出荷数量及び販売数量の合計数量のいずれか大きい数量が二十精米トンであることとする。

2 法第四十七条第一項の規定による届出をしようとする者は、同項各号に掲げる事項を記載した書類を農林水産大臣に提出しなければならない。

3 法第四十七条第一項第四号の農林水産省令で定める事項は、同項の規定による届出をしようとする者に関する次に掲げる事項とする。

一 その事業の種類及び開始時期

二 法第四十七条第一項の規定による届出の日の属する一年間の米穀の出荷予定数量又は販売予定数量及び当該一年間の前一年間の米穀の出荷数量又は販売数量

三 その事業の用に供する施設の内容

四 その者が法人である場合にあっては、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十六項に規定する法人番号をいう。）

五 その者が連鎖化事業者（第六項の規定により出荷販売等数量（第一項に規定する出荷予定数量、販売予定数量、出荷数量及び販売数量をいう。以下この条において同じ。）に加盟者の事業の用に供する米穀の数量を含める連鎖化事業者に限る。）である場合にあっては、加盟者の商号、名称又は氏名及び住所

4 前項の届出には、電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先その他農林水産省農産局長が必要と認める事項を記載しなければならない。

5 第一項及び第三項の販売予定数量及び販売数量には、自ら生産した米穀であって、法第九条第一項又は第四十七条第一項の規定による届出をした者に販売し、又は販売を委託するものの数量は含まないものとする。

6 出荷販売等数量には、連鎖化事業者であって、加盟者の事業の用に供する米穀の数量を含めることができる。この場合において、当該連鎖化事業者の加盟者の出荷販売等数量には、当該連鎖化事業者に係る出荷販売等数量は含まないものとする。

7・8 （略）

附 則

（米穀の出荷又は販売の事業の届出に関する準備行為）

第二条 改正法による改正後の主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号。附則第四条において「新法」という。）第四十七条第一項の規定による届出をしなければならない者は、この省令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）の六月前の日から施行日の前日までの間においても、第一条の規定による改正後の主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則第二十七条第二項の規定の例により書類を提出することができる。この場合において、当該提出をした者は、施行日において同項の規定により書類を提出したものとみなす。

○ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の施行に関する件（抄）

二 令第三条第八号の農林水産大臣が指定するものは、次に掲げるものとする。

イ 米穀を次に掲げる方法により加工したもの

(1) 直接圧縮すること又は当該加工したものの全重量の三パーセント以下の結合剤を加えることにより、固めること。

(2) ロールにかけ、又はフレーク状にすること。

(3) 真珠形にとう精すること。

(4) 薄く切ること。

(5) 粗くひくこと。

ロ 米菓生地

ハ 米菓

ニ 米こうじ